

その症状、救急ですか？ 初期救急の適正利用が地域医療を守る

私たちの生活を支える地域医療。その中でも、夜間や休日に比較的軽い症状の患者を受け入れる「初期救急」は、身近で欠かせない存在です。

しかし近年、本市の初期救急が切迫し、「必要なときに必要な医療を受けられる」体制が危ぶまれています。地域医療を守るために、一人ひとりができることを考えてみませんか？

問 医療対策課 28-6157

3 このままだと…

初期救急の対応能力が限界を超えるような状況が続くと、「必要なときに必要な医療を受けられない」という深刻な事態が起きます。



重症者への対応の遅れ

医療資材の不足

医療従事者の離職

相談窓口を活用する

えひめ救急電話相談

☎ #7119

看護師などが受診の必要性や応急処置をアドバイス

受付時間

365日 24時間

子ども医療電話相談

☎ #8000

看護師などが受診できる医療機関や応急処置をアドバイス

受付時間

平日 18:00～翌 8:00
土曜日 13:00～翌 8:00
日曜・祝日 8:00～翌 8:00

かかりつけ医を持つ

主なメリット

- ◆ 判断に困った時に適切な対応を知ることができる
- ◆ わずかな健康状態の変化に気づきやすい
- ◆ 適切な専門機関を紹介してもらえる

予防接種を受ける

主なメリット

- ◆ 感染症の発症や重症化を予防できる
- ◆ 夜間・休日の急な受診のリスクを減らせる
- ◆ 家族や周囲への感染拡大を防げる

※ 18 ページに関連記事

人口減少や高齢化が進み医療従事者が不足する中、限られた医療資源を有効活用するためには、地域全体で医療を守る必要があります。急に体調を崩したときは、まず救急相談窓口を活用し、受診の必要性などを相談しましょう。また、普段からかかりつけ医と話し合い、緊急時の対応を確認しておくことも大切です。

これから冬に掛けて、インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症が流行期を迎えます。自分や家族の健康を守るだけでなく、地域医療を支えるためにも、一人ひとりが手洗いやうがいなどの基本的な感染症対策をすることが大切です。また、予防接種は効果が表れるまでに時間が掛かります。早めの接種を心掛けましょう。

4

適正な受診行動が医療を守る
— 宇摩医師会からお願い —

宇摩医師会
藤田新 会長



2

切迫する本市の初期救急体制

本市では、宇摩医師会の協力により、「急患医療センター」と「休日当番医」が夜間や休日の初期救急を担っています。

近年、平日の昼間に受診できるにもかかわらず、「便利だから」という理由で急患医療センターや休日当番医を利用するケースが増えています。昨年末から今年初めにインフルエンザが流行した時は、1日に約150人もの患者が来院し、休日当番医の対応能力を超える事態になりました。

本市の初期救急医療体制

急患医療センター

対象 夜間の急病やけがなどの比較的軽い症状の方

診療時間 月曜日～土曜日 19:30～22:30

場所 急患医療センター（妻鳥町1501-1）

※ 19 ページに関連記事

詳しくはこちら▶

休日当番医

対象 休日の急病やけがなどの比較的軽い症状の方

診療時間 日曜・祝日、年末年始

（午前） 9:00～12:00

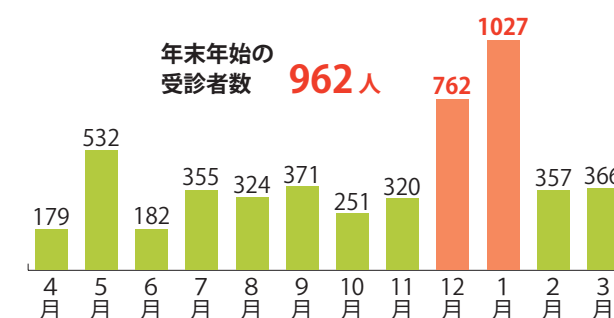
（午後） 14:00～17:00

場所 東部・西部地域各1か所ずつ

※ 市内の医療機関が輪番で開院

※ 19 ページに関連記事

休日当番医受診者数（令和6年度）



1

初期救急とは？

けがや急な体調不良などを扱う救急医療は、患者の症状の重さや緊急度に応じて、「初期救急」、「二次救急」、「三次救急」という3つの段階に分かれています。

このうち初期救急は、比較的軽症で、まだ入院や手術が必要ではない患者に対し、かかりつけ医を受診するまでの間、一時的に症状を抑える治療などを行います。

本市の救急医療体制

初期救急医療（夜間・休日）

- ・ 急患医療センター
- ・ 休日当番医

主な対象

比較的軽症で入院や手術の必要がない方

二次救急医療

- ・ HITO 病院
- ・ 四国中央病院
- ・ 長谷川病院

主な対象

入院や手術を必要とする重症な方

三次救急医療

- ・ 県立新居浜病院 など

主な対象

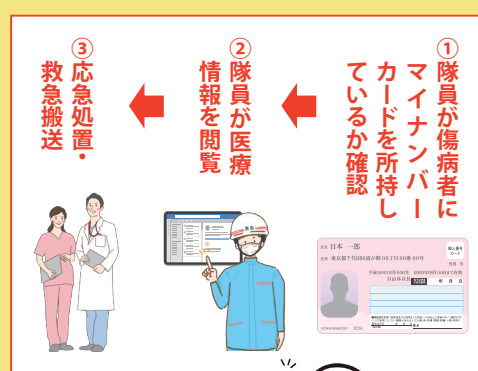
高度な医療を必要とする重篤な方

問い合わせ先

警防課 28・6933

マイナ救急のメリット

- ・ 既往歴などが正確に伝わる
- ・ より適切な応急処置が受けられる
- ・ 搬送先がスムーズに決まる
- ・ 病院で速やかに治療が受けられる



もしもの時に備えて
マイナンバーカードを
携帯しましょう！



救急搬送時にマイナ保険証を提示すると、救急隊があなたの医療情報を把握し、よりの確な応急処置や迅速な受け入れ体制の準備につなげます。

マイナ救急とは

実証期間
10月1日（水）～令和8年3月31日（火）
※ 市内全域で実施

マイナンバーカードで命を守る
「マイナ救急」
実証事業が始まります！